

COHERENT TERMS AND CONDITIONS OF SALE JAPAN

1. **契約の範囲** コヒレント・ジャパン株式会社（文脈に応じて、同社を直接若しくは間接に支配する会社又は同社と共通の支配に服する会社を含む。）（以下「コヒレント」又は「売主」という。）は、見積書又は注文請書の表面で特定された買主（以下「買主」という。）に対して、(a)この Coherent Terms and Conditions of Sale - Japan（以下「本販売条件（日本）」という。）に定める取引条件、及び(b)売主から買主に提供される見積書／注文請書に定める取引条件（以下「特約」といい、本販売条件（日本）と合わせて「本販売条件」という。）に従い、適用のある見積書又は注文請書の表面で定められた製品（以下「本製品」という。）又はサービス（以下「本サービス」という。）の販売を申し込み、又は買主の購入の申込に応諾する。書面による明確な別段の定めがない限り、本販売条件（日本）と特約の間に齟齬が生じた場合には、特約が優先して適用される。全ての売主による本製品の販売又は本サービスの提供の申込は、明確に本販売条件に限定されるものとする。買主が本製品又は本サービスをコヒレントから注文し、当該注文が買主によるものとコヒレントがみなした場合、コヒレントによる当該注文の応諾は、買主が本販売条件に合意し、他の条件の排除に合意したことを明確な条件とする。申込、応諾、又は確認（これらのうち、買主の注文書、仕様書又はその他の買主が発行した書面において定められたものを含む。）の中で買主から提案された追加の条件、異なる条件又は矛盾する条件は、コヒレントにより本販売条件の重大な変更とみなされ、ここに拒絶され、いかなる方法によってもコヒレントを拘束しないものとする。買主は、本書をもって、当該追加の条件、異なる条件又は矛盾する条件に対するコヒレントの異議の通知を受け取るものとする。権利放棄又は修正であることを明記し、コヒレントの役員により署名又は捺印された書面によらない限り、いかなる本販売条件の権利放棄又は修正もコヒレントを拘束しない。買主が、(a)書面により本販売条件に応諾した場合、(b)本製品又は本サービスの支払（全部または一部を問わない）をした場合、又は(c)本製品又は本サービスの引渡しを受けた場合には、買主は本販売条件に応諾した、又は応諾したものとみなされるものとする。全てのコヒレントによる申込は、コヒレントが発行した見積書の表面に定めた期間、又は期間の記載がない場合には申込の日から 30 日間有効とする。但し、買主による当該申込の応諾をコヒレントが受領するまでは、コヒレントはいつでも申込を撤回又は取り消すことができるものとする。コヒレントのための販売員、注文担当、渉外係を含むいかなる者も、コヒレントの代理人ではなく、コヒレントを代表して申込の延長又は応諾をする権限を有しないものとする。

2. **価格** 本製品及び本サービスの価格（以下「本価格」という。）は、売主が提供した見積書／注文請書の表面に記載された価格とする。出荷に係る梱包費用は、コヒレントの負担とする。燃料、原材料その他生産コストが高騰した場合、コヒレント及び買主は、誠実に当該本価格について協議するものとする。

3. 支払条件

a. 全ての支払期限は、該当する見積書／注文請書に別途規定されている場合を除き、本製品の引渡日又は本サービスの履行日から 30 日以内とする。全ての支払いは、該当する見積書／注文請書で指定された方法で行うものとする。支払遅延があった場合には、本来の支払期限の翌日から、年率 14.6%の利息が課されるものとする。

b. いずれかの見積書／注文請書の対象となる本製品の引渡又は本サービスの履行が一度で行われない場合、買主は、引渡済の本製品又は履行済の本サービスの分について支払いを行うものとする。買主による不履行があった場合、コヒレントは当

該注文に基づくコヒレントの権利に一切の影響を生じさせることなく、さらなる出荷を拒否することができる。

4. **輸送（保険、所有権及び危険負担）** 全ての輸送費用はコヒレントの負担とする。コヒレントは、輸送手段及び輸送経路の選択権を有する。該当する見積書／注文請書に別途の定めがない限り、所有権及び、損失又は損害の危険負担は、該当する見積書／注文請書に定める引渡し場所で買主に本製品を引渡しした時点で、買主に移転するものとする。

5. **検査及び受け入れ** 買主は、引渡しの提供を受けた時点で本製品を検査する。但し、当該検査は、第 4 条に規定する所有権の移転を害するもの又は影響を与えるものではなく、本製品は、第 4 条に定める引渡しの提供の時点で受け入れられたものとみなされる。当該検査で買主が発見した一切の過誤、欠陥の疑いその他の保証内容との不適合は、第 7 条に従って解決するものとする。本サービスは、サービスが提供された時点で、買主によって受け入れられたものとみなされる。

6. **引渡し又は履行前の解除** 当事者らによる別段の合意がある場合を除き、買主は、本価格の 50%に相当する金額を解約金として支払うことを条件に、各見積書／注文請書に規定された引渡日又は履行日の 30 日前までのコヒレントへの通知をもって、各見積書／注文請書に基づく売買契約を解除することができる。上記期限後は、買主は、コヒレントの書面による事前の合意なしに当該見積書／注文請書に基づく売買契約を解除することはできない。

7. 保証の制限—救済手段の限定

a. コヒレントは買主に対して、各見積書／注文請書に基づいて引渡された本製品が、引渡日から 1 年間の保証期間中、(1) コヒレントが発行した該当する仕様書又は当事者らの間で相互に合意され、書面により承認された仕様書に従ったものであること、及び(2)適切な使用、保守及び条件の下で、材料及び製造上の欠陥がないことを保証する。本製品が保守業務によってコヒレントが提供した保守部品を含む場合、当該保守部品の保証期間は、出荷日から 90 日間又は当初の保証期間の残余期間のうちいずれか短い方とする。本製品の預かり修理の場合の保証期間は、コヒレントによる返送日から 90 日間又は当初の保証期間のうちいずれか短い方とする。コヒレントは買主に対して、一般的な業界水準に従って本サービスを提供することを保証する。上記に定める場合を除き、(i) 本販売条件に基づき履行される本サービス、(ii) 「サンプル」、「デザイン確認用モデル」、「試作品」として引渡された本製品、及び (iii) 許諾ソフトウェア（下記に定義する。）は全て、「現状有姿で」、「いかなる欠点があっても」、一切の保証なしに提供される。

b. 本保証は、本製品及び本サービスに関してコヒレントが行う唯一の保証であり、譲渡不可であって、正当な権限のあるコヒレントの役員が署名をした証書によってのみ変更又は修正できるものとする。他の業者が製造し、コヒレントのシステムに組み込まれた主要サブシステムは、製造した業者による保証の対象にはなるが、コヒレントは当該サブシステムに関して明示又は黙示を問わず一切の保証を行わない。本保証に基づき交換又は修理した本製品又は部品は、当該本製品に適用される当初の保証期間の残余期間に限り保証される。

c. 本第 7 条の制限の下で、該当する保証期間中、買主はコヒレントに対して、コヒレント指定の場所において、保証内容との不適合のある本製品を返品することができる。買主は、コヒレントの同意及び RMA フォーム（返品認定用紙）を取得する前に本製品を返品することはできない。返品の輸送費用は買主が負担し支払うものとする。いずれかの本販売条件に従った本製品の返品の前に、買主はコヒレントに対して、買主の所在地にて当該本製品を検査する機会を与えるものとする。修理又は交

換のためにコヒレントに輸送又は引渡される物品の損失の危険は、買主が負担するものとする。

d. 本第7条の救済は、個々の本製品の保証期間中に買主がコヒレントに対して、本製品の保証との不適合を発見次第速やかに、当該不適合の詳細及び一切の識別番号を記載した書面で通知し、さらに、コヒレントが納得できる形で、当該本製品が保証に不適合であること、並びに、本製品が (i) コヒレントが認定していない者により修理、作業又は改変された結果、当該本製品の安定性、信頼性又は適切な動作が損なわれたとコヒレントが単独で判断したものでないこと、(ii) 不正利用、過失又は事故の影響を受けたものでないこと、及び (iii) コヒレントが提供する使用説明書に従わず接続、設置、使用又は調整されていないことが証明された場合に限り利用可能とする。コヒレントは、本第7条に基づく買主に対する唯一の救済として、該当する本製品の修理、交換又は買主への本価格の返金のいずれかを自身の裁量で選択し、これを行うものとする。

e. 返品された本製品がまだ使用可能であると判明した場合、本製品は、買主の費用負担で返送されるものとする。返送された本製品の試験及び検査に係る費用は買主に請求することができる。

f. 第10条の規定を除き、本第7条に定める救済は、本販売条件の対象となる一切の本製品又は本サービスに対するコヒレントの唯一の責任及び義務であり、かつ買主の唯一の救済手段である。本保証は排他的なものであり、**民法及び商法上の契約不適合責任並びに他の一切の保証に代わるものである。**

8. **コヒレントの業務委託権** 売主は、本製品の製造、本サービスの履行又はその他の本販売条件に基づく業務のあらゆる部分並びに本販売条件に基づくコヒレントの義務及び権利を他の業者に委託することができる。

9. **買主の破産又は倒産** コヒレントが、買主の財政状況から、本販売条件に基づく買主の義務の履行能力について合理的な不安材料があると判断した場合、コヒレントは、(i) 買主に書面で通知することにより、コヒレントが現在有する若しくは将来獲得する一切の権利又は救済手段を損なうことなく、いずれかの見積書／注文請書又は本販売条件に基づく売買契約を解除すること、及び、(ii) 本価格の全額又は一部の前払いを要求し、当該支払いがなされるまで、コヒレントによる一切の引渡しを停止することができる。

10. 補償

a. コヒレントは、以下の(i)から(iv)を満たす場合、見積書／注文請書に基づきコヒレントから買主に提供された本製品が第三者の米国における特許（当該特許請求の範囲がプロセス又は方法である場合を除く。）、商標若しくは著作権を侵害していると主張する当該第三者の買主に対する一切の訴訟について、自らの費用負担で防御し、和解するものとする。(i) 主張されている侵害が除外請求（下記(b)で定義する。）に基づくものではないこと、(ii) 買主がコヒレントに対して当該訴訟について迅速に書面で通知すること、(iii) 買主がコヒレントに対して、当該訴訟の防御及び和解についての全権を与えていること、並びに、(iv) 買主がコヒレントに対して、コヒレントが当該訴訟の防御又は和解をするために必要な全ての情報、支援、権限を提供すること。当該訴訟の損害賠償について確定的裁定が下された場合、コヒレントは、書面による事前の合意なしに行われた和解及び当該和解に関して買主に生じた弁護士費用については責任を負わないものとする。本第10条(a)に基づく義務を履行するため、コヒレントは、自らの裁量で、(i) 侵害の申立てのあった本製品を同等の機能を持つ侵害のない製品に交換すること、若しくは当該製品を使用して本製品を修正すること、(ii) 侵害の申立てのあった本製品を買主が引き続き使用又は販売できるようライセンスを取得すること、又は (iii) 侵害の申立てのあった本製品の返品を受け入れ、返品された当該本製品につき買主が支払った金額を返金することができる。

b. 「除外請求」とは以下のいずれかに起因又は関連する請求をいう。(i) 本製品を他の機器、部品、プロセス若しくは

方法の一部として、若しくはそれと組み合わせて使用したこと、(ii) コヒレントが買主から提供された若しくは買主のために提供された指示を遵守したこと、(iii) コヒレントの指示若しくは本販売条件に違反して本製品を使用したこと、(iv) 本製品を修正若しくは改変したこと、(v) 買主若しくはその顧客の本製品使用に関連するプロセス若しくは方法が実施されたこと、又は(vi) 上記の第三者請求の通知の受領後に本製品を使用したこと。買主は、除外請求に起因する一切の債務、経費、損害又は損失について自らの費用でコヒレントを補償し、免責する。

c. **本第10条は、本販売条件若しくはその一部に基づき引渡される本製品若しくは履行される本サービスによる知的財産権の侵害若しくは不正利用又はこれらの疑いに対するコヒレントの唯一かつ排他的な責任及び義務並びに買主の唯一かつ排他的な救済手段を定めたものであり、また、侵害に対する他の一切の明示、黙示又は法定の保証に代わるものである。いかなる場合も、コヒレントは当該侵害に起因する一切の派生的損害、付随的損害、間接的損害、特別損害その他の損害について責任を負わない。**

11. **財産的権利の否定** 本製品又は本サービスに関連して若しくはいずれかの見積書／注文請書の履行過程で開発された一切の知的財産権及びその他の財産的権利はコヒレントの独占的な財産とし、コヒレントは、それらの権利を他の顧客のために行使し、又は他の者にこれらの権利の行使を許諾する権利を留保する。コヒレントによる本製品の販売は、いかなる知的財産権又は財産的権利に基づくライセンスも付与するものではない。

12. **秘密情報** コヒレントが買主に提供する全ての情報は秘密情報とみなされ、コヒレントの財産であり続けるものとし、買主は、見積書／注文請書に従い購入した本製品及び本サービスの使用に必要な範囲に限り、コヒレントから提供された情報を使用、複製及び開示することができる。

13. **ソフトウェア** 以下の条件は、本販売条件に基づきコヒレントが提供する全ての形式のソフトウェア及びファームウェア（一切の書類を含む。）（以下「許諾ソフトウェア」という。）に適用される。

(i) コヒレントは、知的財産権を含む許諾ソフトウェアに関する全ての権利、権限及び所有権を留保する。

(ii) スタンドアロン型の許諾ソフトウェアについては、コヒレントは買主に対して、コヒレント製品と関連させる場合に限り、許諾ソフトウェアを開発プラットフォームとして内部で使用するための、非独占的、譲渡不能かつサブライセンス不可の限定的なライセンスを付与する。

(iii) コヒレント製品に組み込まれた許諾ソフトウェアについては、コヒレントは買主に対して、コヒレント製品に組み込まれた状態に限り許諾ソフトウェアを使用及び配布できる（ただし、機械コードのみとする。）非独占的で限定的なライセンスを付与する。

(iv) 適用ある強行法規に従って、買主は、許諾ソフトウェアのソースコード若しくはその一部を不正使用若しくは開示（リバース・エンジニアリング、分解、逆コンパイル、改変又はその他の許諾ソフトウェアのソースコードを得ようとする試みを含むがそれらに限られない。）を行わず、それらを防止するために必要なあらゆる合理的措置を取ることに同意する。

(v) 買主は、許諾ソフトウェアに記載された又はそれに含まれる商標、著作権表示、これらに関する説明文又は通知を取り除いたり破壊してはならない。

14. **準拠法、管轄及び裁判地** 本販売条件の有効性、履行及び解釈並びにそれらに起因して又は関連して生じた一切の紛争は、抵触法の原則にかかわらず、日本法に準拠する。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）（ウィーン売買条約）は適用されない。東京地方裁判所は、いずれかの注文請書又は本販売条件に起因又は関連するあらゆる請求から生じた一切の紛争、若しくは本販売条件に起因又は関連する請求から生

じた当事者間の紛争に関する専属的管轄権を有し、コヒレント及び買主は、当該裁判所の管轄権について同意する。

15. 責任の制限

a. 本販売条件に矛盾する規定があったとしても、いかなる場合も、コヒレントは、代替品又は代替サービスの調達費用を負担せず、また、一切の派生的損害、付随的損害、間接的損害、特別損害、逸失利益又は取引上の損失の責任を負わないものとする。これは、コヒレントが当該損害の可能性につき知らされていたか否か、当該損害がどのような形で生じたか、及び当該損害の法的根拠が何であるかを問わない。本条項の主たる目的は本販売条件及び（又は）販売に起因又は関連するコヒレントの責任を制限することにある。

b. 本販売条件に矛盾する規定があったとしても、いかなる場合も、本販売条件で予定される取引（明確を期すために付言すると、本販売条件に関するものを含む。）に起因又は関連するコヒレントの責任の総額は、実際に当該責任を生じさせた本製品又は本サービスについて本販売条件に従って買主が支払った金額の合計を超えないものとする。関連する請求の原因が発生してから1年を経過した後は、コヒレントに対して請求、訴訟、または法的措置を行うことはできないものとする。

c. 買主は、コヒレントが、本販売条件に規定する責任の制限、保証の免責、損害賠償の除外及び限定的な救済手段に依拠した上で本価格により本製品又は本サービスを買主に販売することに合意したこと、並びにこのことが当事者間の取引の重要な基盤を形成していることを確認する。買主は、当該販売の主たる目的が達成されなくなった場合でも、これらの条項が存続し適用され続けることに合意する。

16. **反社会的勢力の排除** 各当事者は、相手方当事者に対して、自己又はその役員が、現在、暴力団等（暴力団を含むがこれに限られない。）、それらの構成員、暴力団等若しくはそれらの構成員の関係者ではないこと、将来上記の者にならないこと、及び過去5年間に上記の者ではなかったことを表明し保証する。

17. **解除** 本販売条件と一体となった見積書／注文請書に基づく売買契約の当事者について以下の事由のいずれかが生じた場合、他方当事者は、書面で通知することにより、如何なる責任も負うことなく当該契約を解除することができる。(a) 当該見積書／注文請書又は本販売条件に基づく義務の重大な違反、(b) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他類似の手続きの申立て、(c) 債務超過、支払期限の到来した自己の債務全般の支払不能又は書面による支払不能の告知、(d) 仮差押え、差押え又は強制執行の申立て、(e) 解散又は清算、又は (f) 第16条の違反。買主による以下のいずれかの行為は、買主による見積書／注文請書又は本販売条件に基づく義務の重大な違反を構成する。(i) 本製品又は本サービスの対価を支払期限内に全額支払わなかった場合、又は (ii) 見積書／注文請書に基づいて供給された適切な状態の本製品若しくは本サービスを受け入れなかった場合。いずれかの見積書／注文請書に基づく売買契約が終了し又は解除された場合、本販売条件は当該見積書／注文請書についてのみ解除されるものとし、当該時点で有効なその他の見積書／注文請書に関しては引き続き有効に存続する。

18. **交換、修正及び変更** コヒレントは、コヒレントが販売する本製品又は本サービスの仕様を、全体的な性能を重大に低下させない限り、交換及び修正する権利を有する。

19. セーフティクリティカル及び軍事利用

a. コヒレントが書面により明示的に定めた場合を除き、コヒレント製品は、当該製品の不具合が重大な人身の死傷を引き起こすと合理的に予測される用途のために設計されていない。買主は、コヒレント製品の上記用途への使用に起因又は関連する一切の費用、損失、責任、出費について、（コヒレントの裁量により）コヒレントを全面的に防御し、補償し、免責するものとする。

b. コヒレントがミリタリーグレードである旨を明確に定めた場合を除き、コヒレント製品は軍事又は航空宇宙関係の用途

又は当該環境下での利用を企図して設計されていない。買主は、ミリタリーグレードと指定されていないコヒレント製品の上記のような使用は買主が全リスクを負い、上記のような使用に関する法的及び規制上の要件を遵守する責任は買主が単独で負うことに合意する。

20. **不可抗力** 「不可抗力事由」とは、両当事者の制御を超えた事由であって、その結果、各当事者が本契約に基づく義務を履行することができなくなるものであり、以下を含むが、これらに限られない。自然災害、戦争、暴動、反乱、革命その他の市民騒動、政府等による規制措置、政府閉鎖、輸出入国又は地域（生産地を含む）の間の貿易紛争、通商停止、ストライキ又はロックアウト、伝染病予防のための隔離、パンデミック、疫病の流行又は公衆衛生上の危険（これらの結果又はこれらに関連する政府の規制措置又は行為を含む）、商業的に合理的な条件での原料、部品、エネルギー、製造サービス若しくは施設又は流通手段の調達不能、その他当該当事者の合理的な制御を超えた事由。不可抗力事由が発生した場合には、当該不可抗力事由に影響を受けた当事者は、他方当事者が義務の不履行又は遅延により被った一切の損害、費用の増加、損失について責任を負わず、当該義務の不履行及び遅延は、本販売条件の債務不履行とはみなされない。

21. **輸出規制** 買主は、適用法令及び行政規則を遵守することに合意する。前記の一般性を限定することなく、買主は、環境及び本製品の輸出入又は再輸出に関する（本製品が有形であるか無形であるか、本製品の仕出地がアメリカ合衆国、日本又はその他の国であるかにかかわらず）、アメリカ合衆国、日本その他の関係法令及び要請に精通していることを表明し、適用のある環境規制及び同種の又はその他の規則並びに輸出入規則に従って活動を行うことに合意する。もし買主が適用法令に違反している場合には、コヒレントは、履行を停止する必要がある。買主は、コヒレントが適用法令の遵守のために要請するいかなる追加的な書類も提供する。さらに買主は、本契約に基づく販売は、最終荷受人又は本契約で特定される最終使用者による使用のための最終目的地である国のみへの輸出のために許されていることを確認し、合意する。コヒレントの見積書又は注文確認書に別段の定めがある場合を除き、買主は最終荷受人又は最終利用者であり、買主が設立された国が最終目的地である国である。本製品は、原形のままであるか又は他の物品に組み込まれているかにかかわらず、現地の法令に基づく許可を取得することなく他の国又は許諾された最終荷受人若しくは最終使用者以外の第三者に再販売、譲渡又は処分されてはならない。また、アメリカ合衆国には、通商が停止若しくは禁止された国に対して又は禁止された最終使用方法のためにコヒレントの製品を輸出することを禁じる再輸出に関する法律が存在する。買主は、ECCN番号については、見積書及び／又は注文請書を確認する必要がある。輸出する前に ECCN の詳細を求める場合には、買主はコヒレントに連絡するものとする。

22. 一般条項

a. 買主は、自発的、法令の適用、又はその他の理由の如何を問わず、コヒレントの事前の書面による同意がない限り、本販売条件に基づく自らの権利の全部若しくは一部を譲渡し、又は自らの義務の全部若しくは一部の履行を引受けさせることはできない。コヒレントは、買主に書面で通知することにより、その単独の裁量により、本販売条件に基づく自らの権利の全部若しくは一部を譲渡し、又は自らの義務の全部若しくは一部を引受けさせることができる。但し、コヒレントがその関係者（本条において、コヒレントを支配する者、コヒレントに支配される者、及びコヒレントと共通の支配に服する者を意味する者をいう。）に対して権利を譲渡し又は義務を引受けさせる場合、コヒレントは、買主に対して事前に書面で通知することを要しない。上記の規定に従うことを条件に、本販売条件は、各当事者並びにその継承者及び譲受人を拘束する。

b. コヒレントによるいかなる自己の権利の放棄若しくは買主の債務不履行に関する権利放棄も、当該権利若しくは不履行

に対する権利の継続した放棄又は本販売条件に基づく他の権利若しくは不履行に対する権利の放棄とみなされず、また、コヒレントが自己が有する若しくは行使できる一切の権利若しくは救済手段の行使若しくは利用を遅滞し、又は行使しなかったとしても、そのことは権利又は救済手段の放棄とはみなされない。コヒレントによる権利放棄は、適式に授権されたコヒレントの代表者が署名した書面によらない限り効力を生じない。

c. 書面による場合を除き、本販売条件又はいずれの見積書／注文請書も更改、取消又は修正することができない。いずれかの見積書／注文請書又は本販売条件のいずれかの規定が執行不能と判断された場合には、当該条項は、可能な限り規定された両当事者の意図に即して執行され、他の規定は引き続き有効に存続するものとする。

d. 本販売条件は、これに基づき販売された本製品又は本サービスに関する当事者らの完全な合意を構成し、書面によるか口頭によるかを問わず、これ以前になされた当該本製品又は本サービスに関する一切の合意に明示的に優先し、それらに取って代わる。

23. 延長保証サービス契約 買主がコヒレントから延長保証サービス契約によるサービスを購入する場合、本販売条件第 1 条から第 22 条の規定に加え、以下の条件が適用される。

(a) コヒレントのサービス契約は、(上記第 7 条に規定する除外に加え、) (i) コヒレント以外の者が製造又は提供した非正規の部品及びアクセサリ、(ii) 不適切又は不十分な整備、(iii) 買主が提供したインターフェース、(iv) 本製品の環境仕様外での使用、(v) 不適切な使用場所の整備若しくは管理、(vi) 不正な改変若しくは誤った使用、又は(vii) 不可抗力等の外的要因による損害に起因する損害を対象としない。(b) 交換部品は、コヒレントの裁量により、新品又は再生品を使用できる。(c) サービスは、延長保証サービス契約の締結時に買主が指定する物理的場所においてのみ買主に提供されるものとする。(d) アドバンテージプラスサービス契約は、12 か月単位でのみ購入でき、最長 36 か月間とする。(e) 延長保証サービス契約については返金不能とする。